

ご来院の方々へ

〔保険医療機関における書面掲示〕

当院では、国の施策により、医療 DX の推進のためオンライン資格確認を導入しております。今後はマイナンバーカード利用の拡大にともない、医療機関同士の連携による適切な診療や、薬剤の重複防止・相互作用の確認等を推進することで、より安全で質の高い医療を提供できるよう努めてまいります。

○問診票への記入について

マイナンバーカードによる保険証利用により、診療情報を医療機関同士で連携できるよう、情報取得に同意をお願いさせていただいております。

○診療情報を取得・活用する効果について

薬剤情報を取得することにより、同じ効果の薬剤を重複して処方しないよう防止することが可能になります。また、投薬内容から患者様の病態を適切に把握することができ、必要に応じて健康診断情報等も確認することによって、適切な医療に活用いたします。取り組みにつきまして詳細を知りたい方は、受付にお問い合わせください。

一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため、当院では薬剤の供給状況を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

令和 6 年 6 月 1 日
すずき整形外科

お知らせ

〔保険医療機関における書面掲示〕

◆時間外対応加算について

当院は、月・火・水・金曜日の 8:30~12:00 15:00~19:00、木・土曜日の 8:30~12:00 を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、18:00~19:00 は夜間早朝等加算が適用されます。

◆明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書 (使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもの)を無料で発行しております。

◆緊急病変時には標榜時間外 (診療時間外)であっても、当院の電話番号 (診察券に記載) にご連絡ください。

◆当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力お願い致します。

- 医療情報取得加算 (初診時) 加算 1...3 点 加算 2... 1 点 (マイナ保険証を利用した場合)
- 医療情報取得加算 (再診時) 加算 3...2 点 加算 4...1 点 (マイナ保険証を利用した場合)

令和 6 年 6 月 1 日
すずき整形外科